

## 条 例

埼玉県県民の森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第十二号

埼玉県県民の森条例の一部を改正する条例

埼玉県県民の森条例（昭和五十六年埼玉県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、展示室」を削る。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。